

仕様書

1 件名

港区商店街バズらせプログラム事業業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

受注者所在地ほか

4 事業概要

(1) 事業名：港区商店街バズらせプログラム事業

(2) 目的：深刻な利用者離れに直面する区内商店街が、今後も商店街活動を継続するためには、特に若年層をはじめとした顧客の獲得が喫緊の課題である。本事業は、区内商店街のブランディング化を図るとともに商店街情報を魅力的かつ効果的に発信することで、区内商店街の新規顧客層の獲得支援を促すものである。

5 業務内容

(1) 全体管理・運營業務

ア 全体管理

本業務委託に係るすべての業務を管理し、常に発注者と共有を図った上で事業を遂行すること。契約締結日から10営業日以内に詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

イ 運営事務局の運営

(ア) 体制

専任担当者を配置すること。

(イ) 業務

①運營業務全体の統括、発注者との調整窓口等を担う。

②各業務の進捗状況等の定期報告

③全体のスケジュール管理

(2) 情報発信業務

ア デジタルサイネージ、SNS アプリ等を活用した広告配信

(ア) 配信内容

令和5年度に、発注者及び港区商店街連合会、港区商店街振興組合連合会が実施した「港区商店街動画・写真コンテスト」における入賞作品（動画部門）を広告配信用に編集すること。入賞作品は、指定のホームページ (<https://www.ntv7.jp/minato-prmovie/>)にて確認できる。なお、動画データ（DVD形式）は、発注者から受注者に提供する。

(イ) 媒体

街頭や交通機関内のデジタルサイネージ、SNS アプリ (YouTube、Instagram、X、LINE のいずれかとし、複数選択も可) 等から、多くの区民、在勤者や観光客の目に触れ、商店街に足を運ぶことに効果的な媒体を選択し、広告発信すること。

(ウ) 配信回数等

(イ) の媒体により、事業目的の達成につながる配信回数、期間等とすること。

イ インフルエンサーを活用した広告配信

(ア) 区内商店街を PR するための人材 (以下「インフルエンサー」といいます。) を選出すること。選出に当たっては、特に 20 代～30 代の若年層への PR を意識すること。

(イ) 3 人以上のインフルエンサーを選出すること。うち 1 名は令和 6 年 8 月末までに選出し、他 2 名についても 11 月末日までに選出すること。なお、受注者は発注者が求めた場合、選出したインフルエンサーの投稿に対するインプレッション、エンゲージメントに関する情報を提供すること。

(ウ) インフルエンサーを決定する過程にイベント性を持たせ、SNS を活用して PR すること。

(エ) インフルエンサーは、選出された後、4 件/月以上、本人アカウントにて、商店街を PR する投稿を行うこと。

(オ) インフルエンサーは以下全ての条件に合致する人材とすること。

| | |
|---|---|
| ① | 令和 6 年 4 月 1 日時点において、SNS (Instagram、X、YouTube とする。) のいずれかの本人アカウントに、5,000 以上のフォロワーがいること。 |
| ② | 公序良俗に反する動画、画像、写真、公演等に露出したことがないこと。 |
| ③ | 社会通念上行政の広告媒体に出演することに問題がないといえること。 |
| ④ | 令和 7 年 3 月 31 日まで引き続き、本業務における活動を継続できること。 |

(3) ブランディング業務

ア 商店街カプセルトイの制作

(ア) 令和 6 年度内に販売可能で、区内商店街の特徴及び最新の流行を反映したカプセルトイグッズのデザイン案を作成し、発注者の承認を得た後、制作すること。なお、作成種類は 10 種類程度、作成数量は 2,000 個程度とする。

(イ) カプセルトイグッズを入れて販売するカプセルトイ機器本体は、可動式とし、効果的な設置場所を複数箇所、発注者に提案すること。また、発注者と調整の後、2 台程度、発注者が指定する場所に設置すること。

(ウ) カプセルトイグッズに同封する商品紹介文案及び商品一覧表のデザイン案 (文案含む) は受注者の提案により、発注者と協議の上、決定する。

イ 商店街オリジナルグッズの作成

令和 5 年度に、発注者及び港区商店街連合会、港区商店街振興組合連合会が実施した「港区商店街動画・写真コンテスト」における入賞作品 (写真部門) のうち任意の作品を活用して商店街オリジナルグッズを作成すること。入賞作品は、指定のホームページ (<https://www.ntv7.jp/minato-prmovie/>) にて確認できる。なお、写真データ (JPEG 形式) は、発注者から受注者に提供する。

(4) 広報業務

ア 商店街の魅力発信につながるポスター、チラシ等の周知物を制作すること。なお、

周知物には、上記、(1)、(2)、(3)の内容を触れること。

- イ アの制作物の掲出及び配架先を発注者に提案の上、掲出、配架の調整を行うこと。
- なお、最終的な配布先、制作部数は発注者と協議の上、決定すること。

6 成果物の提出

(1) 内容及び納期

本契約に基づく成果品とその納期は下表のとおりとする。その他、必要に応じて納品物を発注者と協議の上、作成、提出すること。

| 業務内容 | 成果品 | 提出期限 |
|---------------|---------|-----------------|
| (1) 全体管理・運營業務 | 事業実施計画書 | 契約締結日から 10 営業日内 |
| (2) 情報発信業務 | 月次報告書 | 実施翌月 7 日以内 |
| (3) ブランディング業務 | 業務完了報告書 | 令和 7 年 3 月 31 日 |
| (4) 広報業務 | 業務完了報告書 | 令和 7 年 3 月 31 日 |

(2) 成果品の提出方法

- ア 成果物は、電子データ (DVD-R 又は CD-R) にて 1 部提出すること。
- イ 電子データの形式は、Microsoft Office で開くことができる形式とすること。動画ファイルがある場合、MP4 方式を用意すること。
- ウ 納品後、発注者において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。
- エ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、発注者の承認を得ること。

7 成果物の著作権について

本業務の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条 (複製権)、第 26 条の 3 (貸与権)、第 27 条 (翻訳権、翻案権等) 及び第 28 条 (二次著作物の利用に関する原作者の権利) に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとし、発注者が請求をしたときは、発注者が指定する方法で引き渡さなければならない。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用権を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第 20 条 (同一性保持権) 第 2 項第 3 号または第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条 (公表権) 及び第 19 条 (氏名表示権) を行使することができない。

8 支払方法

発注者がすべての履行確認後、受注者からの適法な請求に基づき一括で支払うものとする。なお、次の費用も契約金額に含むものとし、発注者から受注者に対し実費としての支給は行わない。

- ア 交通費
- イ 燃料費
- ウ 通信費
- エ 著名人含む人件費
- オ カプセルトイレ設置に係る費用（港区有施設以外に設置する場合は許認可に係る費用、メンテナンス費用をこれに含めることとする。）
- カ 本仕様書に発注者が用意する旨の記載がない必要物品調達費
- キ 郵送等発送や納品に係る経費

9 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (10) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

10 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の

事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

1.1 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務履行中に疑義が生じた事項は、受注者と発注者で協議して定めることとする。

1.2 問合せ

港区産業・地域振興支援部産業振興課産業振興係 加藤

電話 03-6435-4601 FAX 03-6435-4693

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等

をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。
- 3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

- 2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を

置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。
(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。